

J R 四国労組自動車支部ニュース

平成29年6月8日（No.13／1）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／嶋田 剛好

安全・事故防止に関する 経営協議会開催

J R 四国労組は本日、発第117号で付議した「安全・事故防止に関する経営協議会」を開催した。

組合は今日まで、全組合員の安全に対する意識の高揚、安全・安定輸送の確立、傷害事故防止等、「安全最優先」の企業風土づくりと命を預かる者としての社会的責任を訴えるとともに、組合員一人ひとりにあらためて「安全・安心輸送の確立」に向けた取り組みを要請してきた。

今後も、「安全輸送の確保」は労使共通の最重要課題であることを再認識し、事故を引き起こさせない体制づくりに向けて、会社と協議を行った。

詳細については、今後、業務委員会等の各種会議を通じて報告していくこととする。

【発第117号「平成29年度安全・事故防止に関する付議」】

- 1 平成28年度の自動車事故、運転阻害事故、傷害事故の概要及び労働災害の発生状況と原因を明らかにするとともに、今後の防止対策等について明らかにされたい。

※「平成28年度自動車事故概要」及び「平成28年度労働災害の概要」並びに平成28年度における労働災害発生状況については、今後、業務委員会や各種会議の場を通じて報告していくこととします。

- 2 平成29年度の安全・事故防止対策の基本方針と安全・安定輸送体制の充実・強化に向けた取り組み及び安全衛生管理体制の更なる充実にに向けた取り組みについて明らかにされたい。

（会社）

別紙1「平成29年度輸送の安全に関する重点施策」参照

安全衛生管理体制については、各支店の安全衛生委員会の充実・強化と、産業医の積極的な活用により、職場における健康管理体制の整備を図りながら、安全輸送体制の充実と傷害事故の撲滅を目指します。

また、安全・安心運転の根幹となる乗務員の健康管理の充実策のひとつとして、定期健康診断結果を基に、必要な精密検査の義務付けを図るとともに、その経費は会社負担とする体制を継続します。

一方、健康診断結果の注意を要する人については産業医と就労にあたっての注意事項等について協議し、健康管理体制を強化するとともに、記録に残すこととしています。

メンタルヘルスに関しては、ストレスチェックの実施を継続します。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成29年6月8日（No13／2）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／嶋田 剛好

- 3 平成28年度の安全輸送設備の設置実績を明らかにするとともに、平成29年度の設備投資・改善計画について明らかにされたい。

（会社）

1 平成28年度の主な実績

- | | |
|-------------------------------------|--------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (昼行高速バス12両 450百万円) |
| (2) 昼行高速バス新車に運転注意力モニター等を採用 | (12両追加 計58両) |
| (3) 昼行高速バス新車に衝突被害軽減ブレーキ、車間距離警報装置を採用 | (12両追加 計45両) |
| (4) 昼行高速バス新車にサイドビューカメラを採用 | (12両追加 計48両) |
| (5) 衝突防止補助装置（モービルアイ）の拡充 | (高速バス19両 2.5百万円) |
| (6) 夜行高速バス自動消火装置整備 | (5両 2百万円) |
| (7) 観音寺乗務員宿泊所等の新築 | (47百万円) |
| (8) 松山乗務員宿泊所の改良等 | (3百万円) |

2 平成29年度の主な計画

- | | |
|--------------------------|------------------|
| (1) 老朽車両の取り替え | (高速バス12両 425百万円) |
| (2) 異常接近警報装置（ソナーシステム）の拡充 | (14両 1.8百万円) |
| (3) 夜行高速バス自動消火装置整備 | (2両 1百万円) |

- 4 安全・事故防止に関する意識の高揚及び社員の教育・技術継承について考え方を明らかにされたい。

（会社）

適切な研修の実施による意識高揚と技術習得及びグループ体制による相互啓発・人材育成

- (1) 指導運転係による指導体制の充実強化（指導運転係研修等）
- (2) 乗務員グループ指導体制の充実（グループ活動の計画実施、接客サービス研修）
- (3) 若年運転者の事故防止に向けて、フォローアップ研修の充実強化
- (4) 乗務員特別研修の実施（事故、苦情惹起者）
- (5) ヒヤリハット報告の活性化（全員参加）及びデータ分析結果の活用
- (6) 優良運転者表彰の実施、事故防止合言葉の設定と募集・表彰
- (7) 異常時対応訓練の実施（運行管理者、指導運転係、乗務員フォローアップ、地震、バスジャック研修にて）
- (8) ドライブレコーダー映像（ヒヤリハット）の運転指導面への活用

- 5 長時間行路における運行ダイヤ改善と休憩時間の考え方並びに行き先地での簡易的な清掃業務と休憩時間確保のあり方について考え方を明らかにされたい。

（会社）

バス乗務員の勤務作成は安全を第一に考え、労働時間に関する就業規則（乗務員勤務、乗務割交番作成）、労働省告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）の規定するところ及び交代運転者の配置基準により、2人乗務や乗り継ぎによる運転係の乗務行路を作成するとともに、遅れ等が発生する便においては共同運行会社と協議し、機会をみて運転時分の調整を行っています。

車両の洗車清掃は実車1両あたり、1日1回の外注清掃を行うことを基本とし、行き先地等では簡易的な清掃としています。

なお、行き先地等での休憩時間は確保して簡易清掃時間を含めた乗務行路を作成していますが遅れ等が発生した場合は必要最小限の清掃時間と休憩時間になる場合があります。

J R 四国労組 自動車支部ニュース

平成29年6月8日（No13／3終）

発行責任者／中濱 斉 編集責任者／嶋田 剛好

- 6 今後、高年齢者が増えていく中、高年齢者の働く職場の確保、並びに健康管理について考え方を明らかにされたい。

（会社）

自動車運転係が主体となる職場であり、会社としても職種が限定されるところであり、高年齢の場合でも身体機能、健康、運転適性等条件を具備すれば運転係を継続していただきたいと考えています。職場の確保は引き続き課題と考えています。

健康管理については、健康診断・人間ドックによる検診の実施と要精密検査の場合の速やかな受診の誘導を日常的に指導していきます。

高齢者の事故防止については、NASVAの適齢診断（55歳以上）実施とその結果の活用、高齢者対象の事故防止研修等の実施を考えています。

上記のとおり会社側から説明があった。

さらに、今後も各支店の事務作業の集約化等、厳しい経営環境に柔軟に対応できるよう一層の費用削減方策を推進し、財務基盤の強化に向けた施策に取り組むとの考え方が示された。

あわせて、「貸切バス事業の廃止」について説明を受けた。【別紙2参照】

これに対し組合側は、「安全・事故防止に関する職場諸問題」から具体的に問題提起し、「安全を何より優先する風土の構築、安全文化の醸成」を広く浸透させるため徹底した協議を行い、今後も継続して取り組んでいくことを確認した。

なお、協議内容の詳細については、今後大会及び各種会議等で周知していくこととする。

以 上

平成29年度輸送の安全に関する重点施策

平成29年6月
ジェイアール四国バス(株)

◇ はじめに

平成29年度は、安全方針である「安全綱領」に基づき、事故及び車両故障を着実に減少させるべく全社員が、さらに安全意識を向上させるとともに、安全のPDCAを継続的に回す運輸安全マネジメントの取り組みを経営トップから現場まで一丸となり一層充実させることとします。

また、「接客サービスの心構え」に基づき、プロ意識に徹し、接客サービスの向上を図り、お客様が喜ぶことを実践し「日本一のバス会社」を目指す取り組みを行うこととします。

◇ 輸送の安全に関する基本的な方針(安全方針)

「安全綱領」

- 1 安全は輸送業務の最大の使命である。
- 2 安全の確保は規程の遵守及び執務の厳正から始まり不断の修練によって築きあげられる。
- 3 確認の励行と連絡の徹底は、安全の確保に最も大切である。
- 4 安全の確保のためには、職責をこえて一致協力しなければならない。
- 5 疑わしいときは、手落ちなく考えて、最も安全と認められるみちを採らなければならない。

◇ 事故防止目標

- 1 重大事故を発生させない
- 2 交差点での事故を半減させる(3秒ルールの浸透)
- 3 輸送障害を減少させる(出務遅延、置き去りの半減)

◇ 輸送の安全に関する重点施策(安全重点施策)

- 1 乗務員研修等の充実
 - (1) 安全に関する研修
 - ・3秒ルールの浸透による事故防止、新任乗務員研修の充実(0年～3年運転係対象)
 - ・車両故障防止研修(車両技術研修)
 - ・クレフィール湖東での旅客自動車運転者研修の受講推進
 - (2) サービス研修の継続実施
 - ・継続したサービス研修、部外講師によらない研修方式
- 2 グループ制の活性化による安全とサービスレベルの向上
グループリーダーの育成と交差点CD資料の活用
- 3 運行管理者、補助運行管理者、指導運転係研修の充実
 - (1) 運行管理者、補助運行管理者を対象とした部内研修の実施
 - (2) 指導運転係等研修の実施による乗務員研修の活性化
 - ・次世代運行管理者の育成 ⇒ 指導運転係研修、補助運行管理者研修

4 ヒヤリハット報告の活性化と有効活用

- (1) ヒヤリハット報告を全員参加型として事故防止を図る
- (2) ヒヤリハット報告を分析し、そのデータを活用して危険予知・防衛運転を指導

5 省エネ運転の定着化

- (1) 各種研修で省エネ運転の啓蒙
- (2) 省エネ運転の励行による事故防止の推進

6 安全装置の導入(新製車両、ソナーシステムの拡大)

- (1) ソナーシステムの拡充と検証(高松支店)
- (2) 安全装置を利用した効率的な運行管理
 - ア ドライブレコーダーの安全運転支援等への活用
 - イ デジタルタコグラフの安全運転及び省エネ運転指導への活用
 - ウ バスロケ及び位置検索システムを活用した運行管理業務支援体制の維持
 - エ 安否確認システムによる情報伝達方法の維持

7 飲酒運転事故防止の取り組み

- (1) 行き先地でのアルコール検知体制(東海、西日本、中国ジェイアールバスと連携)
- (2) アルコール検知器の点検記録保存を可能とした機器の継続使用
- (3) 「飲酒事故撲滅の日」(毎月7日)運動の意識付け
- (4) 飲酒習慣の把握と必要により健康管理及び生活指導の実施
- (5) 飲酒運転防止インストラクターによる正しい飲酒習慣の啓蒙

8 健康管理の推進と健康起因事故の防止

- (1) 健康診断結果通知等を活用した面談による健康指導の実施
- (2) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)、内臓脂肪症候群(メタリックシンドローム)など検診結果の要注意者に対する治療の指導

9 検査実績・修繕記録データ及び修繕費の適正管理 ⇒ 修繕費の節減

10 整備管理者等研修の継続実施

- (1) 整備管理者と補助整備管理者の明確化と技術レベル向上研修
- (2) 義務講習受講漏れ防止対策の確認強化

別紙2

貸切バス事業の廃止について

平成 29 年 6 月

当社における貸切バス事業は、縮小の経過をたどり、唯一の事業所である徳島支店では、今日までワープ支店をはじめ各旅行会社や各種団体・企業等へのセールスを中心に営業展開してまいりました。また、昨年度からは自社での企画募集团体にも取り組み、増収に努めましたが、収支改善には至りませんでした。

一方、貸切バス事業を取り巻く環境は少子化による教育旅行の小型化や、企業団体等の慰安旅行の減少等、今後も厳しい状況が続くものと考えられます。

については、黒字転換につながる収入確保の見通しが立たないことから、下記のとおり徳島支店での貸切バス事業を廃止し、会社の収支改善を図ることとします。

記

1. 廃止の目的

赤字状況である貸切バス事業を廃止し、要員、使用車両等の維持経費の削減により、会社事業全体の収支改善につなげる。

2. 廃止の内容

徳島支店の貸切バス事業を廃止する。

(注：これに伴い、当社が経営する一般貸切旅客自動車運送事業の廃止となる。)

3. 実施日

平成 29 年 9 月 30 日 (土)

4. 経費削減効果 (年間)

担当営業係の人件費並びに貸切バス車両維持費等

5. 貸切バス事業廃止・縮小の経過

高知支店 平成 23 年 3 月 31 日限り、松山支店 平成 23 年 5 月 31 日限り

高松支店観音寺営業所 平成 27 年 4 月 24 日限り